

放課後児童クラブ及び藤倉児童館の指定管理について

1. 指定管理の概要

塩竈市放課後児童クラブ及び塩竈市藤倉児童館は、平成29年4月1日から指定管理者制度を導入し、特定非営利法人ワーカーズコープが管理・運営を行っています。

令和元年度末で1期目の指定期間が満了するため、次期指定管理者候補者の選定に向けた取り組みについて報告します。

2. 指定管理者制度導入後の実績

(1) 放課後児童クラブの管理運営状況

①利用状況

【クラブ別登録児童数】(4月1日時点) (単位：人)

		一小 1クラブ 定員 45	二小 2クラブ 定員 60	三小 2クラブ 定員 60	月見小 2クラブ 定員 60	杉小 3クラブ 定員 90	玉小 2クラブ 定員 50	合計 12クラブ 定員 365
指定管理前	H28	32	65	63	44	81	51	336
指定管理後	H29	36	67	85	66	95	53	402
	H30	37	49	74	77	92	55	384
	H31	36	50	80	83	90	56	395

【学年別登録児童数】(4月1日時点) (単位：人)

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
指定管理前	H28	124	100	73	33	5	1	336
指定管理後	H29	157	114	75	41	14	1	402
	H30	113	130	79	39	16	7	384
	H31	130	104	100	44	14	3	395

【年間平均利用率】 (単位：%)

	学校授業日	学校休業日	土曜日
H29	70.4	51.5	14.6
H30	72.0	53.5	13.8

【延長時間利用者数】(4月1日時点) (単位：人、%)

	延長時間利用者数	利用割合
H29	72	17.9
H30	96	25
H31	81	20.5

②指定管理制度導入後の新たな取り組み

	項目	内容
1	クラブリーダーの配置	午前中から勤務し、学校との調整、受け入れの準備、環境整備などを行う
2	研修の充実	研修計画を策定し、月1回以上の全体研修を実施するほか、職員が放課後支援員の資格を取得するために外部の研修に積極的に参加する
3	アドバイザーの委嘱 (指定管理前から実施)	各小学校校長に委嘱をし、児童や家庭の情報の共有、助言をいただき、学校との連携を図る
4	エアコンの設置	各校1教室に設置(杉小は2教室)
5	開級時間の拡大	長期休業日、振替休業日の開始時間を8時30分→8時に変更
6	外遊びの増加	運動場・体育館を使った活動で身体を動かし、心と身体の成長を促す
7	保護者とクラブリーダーとの個別面談	全保護者と年1回実施するほか、常時相談を受け、児童の様子や家庭の状況の情報共有を図る
8	クラブ便りの発行	月1回、連絡事項や児童の様子を知らせる
9	利用料の口座引き落としの実施	納入通知書により金融機関で納付していたが、口座引き落としに変更
10	手作りおやつを導入	週1回、パンやおにぎりなどの軽食を提供
11	イベントの工夫・充実	全クラブ合同イベントや、クラブごとの季節に応じた特色あるイベントの実施
12	地域の方々との交流	町内会等との交流、地域のイベント等に参加
13	アンケート調査の実施	保護者及び児童を対象としたアンケートを年2回実施し、ニーズの把握を行う

(2) 藤倉児童館の管理運営状況

①年間利用者数

(単位：人)

		乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般	合計
指定管理前	H28	1,121	1,909	379	34	-	2,883	6,326
指定管理後	H29	2,097	5,062	610		44	2,812	10,625
	H30	3,306	3,691	601	459	38	3,520	11,615

②指定管理制度導入後の新たな取り組み

	項目	内容
1	駐車場の増設	民間駐車場を借り上げ、8台分を確保
2	子ども新聞の定期購読	小中学生の夏休みの自由研究の教材を提供
3	地域のイベントへの参加	出張児童館(ワークショップ)出店など
4	児童館自主事業の増加	七夕祭り、児童館祭、理科教室など
5	おひさまカフェの実施	母子の交流の場、相談の場を提供

(3) 課題に対する対応

①課題

- ・ 児童館と放課後児童クラブの取組について市民への情報発信をさらに深めるため、独自のホームページや SNS の作成を要する
- ・ 必要最低限の職員数であるため、安定した職員体制を維持するために、余裕のある職員数の確保が必要である
- ・ 子育て支援センターや児童館機能を持つエस्पなどと連携した事業展開を求める
- ・ 配慮を要する児童などの情報を学校と共有することが重要であることから、引き続き情報交換・連携を密にし、場合によっては個別ケース会議を実施していく
- ・ 利用者・保護者から開館時間・開級時間を延ばしてほしいという要望が多い

②対応

これまでの管理運営の中での課題と捉えているものについては、指定管理者に強化や改善を要請するとともに、次期指定管理の内容の見直しを行います。

特に開館時間・開級時間について、来年度から次のとおりの変更を行います。

	現行	変更後
放課後児童クラブ	平日 授業終了～18:00 (延長 18:30 まで) 土曜 8:30～18:00 長期休業・休業日 8:00～18:00 (延長 18:30 まで)	平日 授業終了～18:00 (延長 19:00 まで) 土曜 8:00～18:00 長期休業・休業日 8:00～18:00 (延長 19:00 まで)
藤倉児童館	平日 8:30～17:00 土曜 8:30～12:00	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00

3. 次期指定管理者候補者の選定のための取組

本市におきましては、指定管理制度導入から年度ごとに指定管理者の評価を行っており、この評価を基に安定的な運営や専門的な事業展開をしていると判断し、来年度以降も指定管理者による管理運営を行ってまいります。

なお、指定管理者候補者の選定にあたっては、次の取り組みを行います。

(1) 公募型プロポーザル方式の採用

「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づきさらなる市民サービスの向上が期待できる「公募型プロポーザル方式」を採用します。

(2) 審査委員会の設置

募集要項・選定基準の決定及び指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定するため、審査委員会を設置します。

(3) 指定期間

第二期は、「指定管理者制度導入の手引き（平成 29 年 3 月本市策定）」で標準的な指定期間とされている「5年間」とします。

4. 今後の予定

令和元年	6月	議案提案（指定管理料に係る債務負担行為限度額の設定） （放課後児童クラブ条例及び児童館条例の一部改正）
	9月	募集要項配布・説明会開催
	10月	プレゼンテーション開催・指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定
	11月	民生常任委員協議会において選定状況を報告
	12月	議案提案（指定管理者の指定）
令和2年	1月	基本協定締結
	3月	年度協定締結
	4月	指定管理者による運営開始（2期目）